◆発行日: 2021 年 11 月 24 日 ◆掲載紙: あやべ市民新聞

ラスメントは人権侵害」

企業人権教育実践講座

法後の対応と防止対

ウンセラー

の三木啓子

エム」の社長で産業力

昨年6月に施行。 ラスメント規制法」は 含む計25人が受講 センター共催)が18日 進連絡協議会事業所部 践講座(市人権教育推 年度の企業人権教育実 策」をテーマにした今 ハラスメント防止研修 義務化される。 4月からは中小企業も 企業に義務付ける「ハ オンライン参加10人を 団地・交流プラザで開 とよさか町の綾部工業 などを行う「アトリエ ハラスメント対策を 綾部工業団地振興 市内事業所から 今回は 来年 先を知ることなどで安 とや、公的機関の相談 にはならない 講師を務めた。 さんがオンライン上で 心して働ける」とし りの同僚に相談するこ 体的な対策を説明。「周 を保存する」などの具 記録を付ける」「メール 侵害である」とし、「個 い」と語った。 て考え、決して傍観者 く組織全体の問題とし 「被害を受けたときは ハラの実例を紹介し、 「ハラスメントは人権 、間のトラブルではな またパワハラやセク この日、三木さんは でほし

新型コロナ対策で初めてオンライン参加も

新型コロナ対策で初めてオンライン参加も受けれ、講師もオンライン上で講義を行った (とよさか町で)

企業には「職場にハラの大学」と話った。
はしい」と語った。
はしい」と語った。

(C) アトリエエム株式会社